

# 「 公 告 」

愛厚ならわ学園の外壁塗装及び屋上防水改修工事について制限付き一般競争入札を行いますので、入札参加を希望する者は、入札参加申請書（以下「申請書」という。）に所定の事項を記入し、提出してください。

令和4年2月21日

社会福祉法人 愛知県厚生事業団  
理 事 長 青 柳 治 郎

## 1 制限付き一般競争入札に付する事項

### (1) 工事名

愛厚ならわ学園外壁塗装及び屋上防水改修工事

### (2) 工事内容

外壁及び屋上の防水層の経年劣化に伴う壁塗装及び屋上防水改修工事

#### A. 管理指導棟外壁等修繕工事

1. 外壁等の修繕工事

2. 屋根、軒樋改修工事

(トップライト廻り雨漏り、瓦破損修理含む)

#### B. 学校棟外壁等修繕工事

1. 外壁等の修繕工事

2. 防水改修工事

#### C. 集団指導棟外壁等修繕工事

1. 外壁等の修繕工事

2. 大屋根折版塗替え工事

3. 渡り廊下屋根塗替え工事

#### D. 渡り廊下（学校棟～集団指導棟）

1. 屋根、梁、柱、腰パネル、ブレース、軒樋、豎樋塗替え工事

#### E. 渡り廊下（管理指導棟～学校棟）

1. 屋根、梁、柱、天井、外壁、軒樋、豎樋、腰壁塗替え工事

### (3) 工事場所

半田市鴉根町3-40-1

- (4) 工事期間  
契約の翌日から令和4年12月31日まで
- (5) 予定価格  
有（設計図書配布時に公表）

## 2 入札参加資格

対象工事の制限付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

[必要な条件]

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号の規定（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 愛知県建設局の「入札参加資格者名簿」に登載されており、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法に基づく営業停止、「愛知県建設工事請負業者選定要領」に基づく指名停止又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本店又は営業所を置き、当該本店又は営業所で建設業を営んでいること。
- (6) 令和2年度及び令和3年度の愛知県建設局における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。

## 3 入札参加申請について

### (1) 参加申請方法

参加希望者は、受付場所へ期限までに申請書を持参してください。

なお、申請書は愛知県厚生事業団の指定様式を電子メールによりデータで配布しますので件名を「愛厚ならわ学園外壁塗装及び屋上防水改修工事（会社名・担当者名）」とした電子メールを受付期間内に当法人あてに送付してください。

送付先メールアドレス [yosan@ai-kou.or.jp](mailto:yosan@ai-kou.or.jp)

### (2) 受付場所

名古屋市東区出来町二丁目8番21号（愛知県出来町庁舎2階）  
社会福祉法人愛知県厚生事業団事務局

電話番号 052-325-7325

(3) 受付期間

令和4年2月21日(月)から令和4年3月17日(木)まで  
直接、申請書を持参する場合は、土曜、日曜日及び祝日を除き、午前10時から午後3時までの間にお越しく下さい。

4 入札参加の決定及び質疑等

(1) 受付終了後、審査を行い入札参加資格の適合または不適合について、令和4年4月中旬以降に書面により通知します。

また、適合する者には、同時に入札説明書、設計図書及び契約条項を記載した書類(契約書案)などを配布します。

(2) 入札及び設計図書に関する質疑等は、令和4年5月10日(火)までに書面にて行うこととし、令和4年5月19日(木)までに回答します。

5 入札執行日時等について

(1) 日 時 令和4年5月27日(金) 午前11時から

(2) 場 所 名古屋市東区出来町二丁目8番21号  
愛知県出来町庁舎内会議室

6 その他

(1) 入札保証金は免除します。

(2) 落札した業者が業務の全てを一括して下請けに出すことは認められません。

(3) 提出された書類は返却しませんが、提出者に無断で他の用途には使用しません。

(4) 申請書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。